青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)に寄せられた意見の内容と それに対する県の考え方

提出された意見

(意見)

今回の改正は、法律と整合がとれるとともに、県 民・事業者にわかりやすくなる非常に良い改正だと 思いますが、以下に質問を述べます。

①他の発電所とは異なり、第2種事業を定めない理由は何でしょうか?

(意見)

②これまでの条例では、「工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業」として取り扱っているとのことですが、一般には周知されておらず、これまでにアセス手続きを逃れた太陽光発電の事業がある可能性はないでしょうか?

(意見)

③面積50ヘクタールに相当する太陽光発電の出力は2万kWとなるとのことですが、その根拠を示してほしいです。

県の考え方

(その他)

①太陽電池発電所に特有の環境影響として、パワーコンディショナーからの騒音(低周波音)や反射光の影響などが考えられますが、現状において、これらの環境影響に関する十分な知見が得られていない状況であり、現時点で第2種事業について妥当な規模要件を定めることは困難と考えています。このため、本改正においては第2種事業を定めないこととしたものです。なお、国の動向や環境影響に関する知見の集積の状況等を踏まえ、今後、必要に応じて見直しを行います。

(その他)

②条例で規定している「工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業」は用途を限定していないことから、 当然に太陽電池発電所を設置する土地の造成事業も 含んでいるものです。また、事業者から事前相談があった際には規模要件等を確認し、環境影響評価手続の 要否を判断しています。

(その他)

③「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」(2019年3月)※において、「太陽光発電事業に関する規模要件は、面積とおおむね比例関係にある総出力(kW)を指標とすることが適当」であり、また、「現時点における100 ha 当たりの交流側の出力は32~37 MW 程度であるが、今後の技術革新により、発電効率が向上することが想定される。これらを踏まえ、第一種事業の規模要件の水準は、系統接続段階の発電出力ベース(交流)において40 MW(4万 kW)とすることが適当」と記載されています。これらに基づき、面積50 ha に相当する太陽光発電の出力は2万 kW 程度となります。

※報告書は環境省ホームページに掲載されています。 https://www.env.go.jp/content/900513059.pdf

(意見)

④今回の改正で、土地の造成をしない太陽光発電の 事業も出力次第で新たに対象事業となるという 理解でよいでしょうか?その場合、土地の造成を しない事業は、土地の造成をする事業と比較し て、環境への影響は小さいと考えられますが、あ えて対象事業の範囲を広げて規制を強化する理 由は何でしょうか?

(その他)

④建物の屋上や壁面等に設置する場合を除き、太陽電池 発電所の設置に当たっては、土地の造成や改変が伴う ものと考えています。

なお、土地の造成を伴わない場合であっても、太陽電 池発電所の設置や稼働に伴う騒音(低周波音)や反射 光など、環境への影響が想定されることから、一概に 環境への影響が小さいと判断することはできないも のと考えています。